

W T O 農 業 交 渉 等 に 関 す る 特 別 要 請

W T O 農 業 交 渉 は、本 年 中 の 妥 結 を め ざ し、5 月 2 0 日 に は フ ェ ル コ ナ ー 農 業 交 渉 議 長 の テ キ ス ト 再 改 訂 版 が 提 示 さ れ た が、依 然、わ が 国 に と っ て は 厳 し く 不 十 分 な 内 容 と な っ て い る。今 後、6 月 下 旬 以 降、閣 僚 会 議 を 開 催 し モ ダ リ ティ の 合 意 を め ざ す 見 込 み だ が、先 行 き の 不 透 明 感 は 消 え な い 状 況 に あ る。

と り わ け、米 国 を は じ め 各 国 の 政 治 日 程 が 緊 迫 す る 中 で、モ ダ リ ティ 合 意 は 予 断 を 許 さ な い 状 況 が 続 い て い る。テ キ ス ト 再 改 訂 版 は、「最 終 版 で は な い」と さ れ て い る も の の、国 際 的 な 穀 物 需 給 の ひ つ 迫 と 価 格 高 騰 が 続 く な か で、わ が 国 の 食 料 安 全 保 障 を 確 保 す る た め に は、上 限 関 税 の 阻 止 と 十 分 な 重 要 品 目 数 の 確 保、関 税 割 当 拡 大 に 対 す る 柔 軟 性 に つ い て、各 国 の 理 解 を こ れ ま で 以 上 に 強 く 求 め て い く こ と が 重 要 で あ る。

緊 迫 度 を 増 す W T O 農 業 交 渉 な ら び に E P A / F T A 交 渉 に お い て、政 府 ・ 国 会 は、わ が 国 の 提 案 の 基 本 理 念 で あ る 「多 様 な 農 業 の 共 存」が 可 能 と な る 貿 易 ルール の 確 立 に 向 け 全 力 で 取 り 組 む よ う、下 記 の と お り 要 請 す る。

記

1. W T O 農 業 交 渉 に お け る 日 本 提 案 の 実 現

(1) 公 正 ・ 公 平 な 農 産 物 貿 易 ルール の 確 立

W T O 農 業 交 渉 に あ た っ て は、国 際 的 な 食 料 需 給 状 況 を 踏 ま え、「多 様 な 農 業 の 共 存」を 基 本 理 念 と す る わ が 国 の 提 案 の 実 現 を 図 る こ と。

ま た、食 料 輸 入 国 の 食 料 安 全 保 障 の 確 保 や 農 業 ・ 農 村 の 維 持 ・ 発 展 が 可 能 と な る 公 正 ・ 公 平 な 貿 易 ルール の 確 立 に 全 力 で 取 り 組 む こ と。

(2) 輸 出 制 限 措 置 に 関 す る 規 律 の 強 化

輸 入 国 の 立 場 か ら は、農 産 物 の 輸 出 制 限 ・ 禁 止 措 置 に 対 す る 規 律 の 強 化 な ど、輸 出 国 と 輸 入 国 の バ ラ ン ス の 取 れ た 国 際 ルール の 確 立 に 努 め る こ と。

(3) 上限関税設定の阻止と十分な重要品目数の確保

わが国農業に大打撃を与える関税の上限設定を絶対に阻止すること。

さらに、重要品目数については、わが国の重要品目に影響を与えることのないよう十分な数を確保するとともに、関税割当約束についても国内生産への影響を最小限に抑えられる十分な柔軟性の確保を確保すること。

また、ミニマム・アクセス米については、国際的な穀物の需給ひっ迫と価格高騰を踏まえ、そのあり方について再検討すること。

(4) 関税削減と国内支持の柔軟性の確保

関税削減について、とりわけ、関税率の高い階層の削減率については、農産物輸入国の食料安全保障の確保を念頭に、各国が許容できる範囲の現実的なものとする。

国内支持については、品目ごとに柔軟性のある現行の総合AMS（国内農業保護に関する支出総額）方式を確保するとともに、食料自給率の向上をはじめ、現在、わが国が取り組んでいる「農政改革」の推進に支障をきたすことのないよう、わが国固有の課題に配慮した「緑」の政策の枠組みを確保すること。

(5) 非貿易的関心事項の交渉枠組みへの反映

ドーハ閣僚宣言にも明記されている、国土保全や国民生活の安全を支える農業の有する多面的機能（非貿易的関心事項）を交渉の枠組みに適切かつ具体的に反映すること。

(6) 関係諸国との連携強化等

これまでの交渉経緯を十分踏まえた上で、わが国の提案が実現するよう、G6の一員として、議論をリードするとともに、わが国と協調しているグループ（G10）を中心に、アジア諸国をはじめとする多くの国々との連携をこれまでも増して強化すること。また、交渉の重要なカギを握る途上国の理解を得るよう働きかけを継続・強化すること。

2. E P A / F T A 交渉における農林水産物への配慮

(1) 各分野間のバランスの確保と国内農業への配慮

E P A / F T A 交渉については、W T O を中心とした多角的貿易交渉を補完するものであることを踏まえ、農業分野だけが犠牲を強いられることがないように各分野間のバランスに配慮するとともに、各農林水産物の生産事情等を十分に考慮に入れたうえで、国内の農林水産業の健全な発展に影響が生じないように対応すること。

あわせて、他の先進国と比べ食料自給率が極端に低い現状など食料安全保障に関する国民の懸念に十分配慮すること。

(2) 日豪 E P A 交渉における重要品目の除外措置

豪州から輸入される農林水産品の過半は、牛肉、小麦、乳製品、砂糖等、わが国農業と地域経済にとって重要であり関税撤廃が極めて困難な品目である。これら品目の関税撤廃は、わが国の農業や農村地域に極めて深刻な影響を与えることとなる。

よって、オーストラリアとの E P A 交渉にあたっては、わが国の重要品目について関税撤廃の除外扱いとすること。

(3) E P A / F T A を通じたアジア諸国との関係強化

アジア諸国との E P A / F T A にあたっては、アジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保を図るとともに、わが国農業も含めた共存・共栄、農山漁村の維持・発展に資するよう留意すること。